

日医発第 999 号 (保 215)
平成 21 年 1 月 16 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

平成 20 年 12 月 18 日付厚生労働省告示第 548 号をもって薬価基準の一部が改正され、告示の日から適用されました。

今回の改正は、薬事・食品衛生審議会医薬品部会に報告の上承認を受けた医薬品で、薬価基準に収載申請のあった医薬品（薬価基準既収載医薬品と同一成分の新規格医薬品）3 成分 4 品目を、薬価基準の別表に第 17 部追補（13）として収載したものであります。

なお、同日付保医発第 1218001 号厚生労働省保険局医療課長通知により、今回の新医薬品の薬価基準収載に伴う留意事項が、下記のとおり示されました。

つきましては、今回の改正内容について貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌 3 月号に掲載を予定しております。

記

○ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) エルプラット注射用 50mg

① 本剤の使用上の注意に「本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本療法が適切と判断される症例についてのみ実施すること」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

② 既収載のエルプラット注射用 100mg についても①と同様の取扱いであること。

(2) ボトックス注 50

① 本剤の有効成分は、ボツリヌス菌によって産生される A 型ボツリヌス毒素であり、使用上の注意において、「用法及び用量を厳守し、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣及

び痙性斜頸以外には安全性が確立していないので絶対に使用しないこと」とされているので、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣及び痙性斜頸に使用した場合に限り算定するものであること。

- ② 使用上の注意において、「本剤の安全性及び有効性を十分理解し、本剤の施注手技に関する十分な知識・経験のある医師が投与を行うこと」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ③ 既記載のボトックス注 100 についても①及び②と同様の取扱いであること。

(添付資料)

1. 官報 (平 20. 12. 18 第 4977 号抜粋)
2. 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部改正について
(平 20. 12. 18 保医発第 1218001 号 厚生労働省保険局医療課長通知)



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(告示)

○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(厚生労働五四八)

○厚生労働省告示第五百四十八号
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十号)の一部を次のように改正する。
平成二十年十二月十八日
別表に第17部として次のように加える。
厚生労働大臣 舛添 要一

品名	追用	補	(3)	規	格	単	位	薬	価
品名	注	射	薬	規	格	単	位	薬	価
(ゆ)									
ユリーフ錠 2mg						2mg	1錠		49.50
ユリーフ錠 4mg						4mg	1錠		98.10
(え)									
エルプラット注射用50mg						50mg	1瓶		38,200
(ほ)									
ボトックス注50						50単位	1瓶		51,062



保医発第1218001号
平成20年12月18日

地方厚生（支）局長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正について

標記については、「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）の一部が平成20年12月18日付厚生労働省告示第548号をもって改正され、告示の日から適用されたところですが、その概要は下記のとおりですので、関係者に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

(1) 薬事法（昭和35年法律第145号）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への掲載希望があった医薬品（内用薬2品目及び注射薬2品目）について、薬価基準の別表に掲載したものであること。

(2) (1)により薬価基準の別表に掲載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用薬	注射薬	外用薬	歯科用薬剤	計
品目数	8,685	4,268	3,019	40	16,012

2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

(1) エルプラット注射用50mg

① 本剤の使用上の注意に「本剤を含むがん化学療法は、緊急時に十分対応できる医療施設において、がん化学療法に十分な知識・経験を持つ医師のもとで、本療法が適切と判断される症例についてのみ実施すること」と記載されている

ので、使用に当たっては十分留意すること。

② 既記載のエルプラット注射用100mgについても①と同様の取扱いであること。

(2) ボトックス注50

① 本製剤の有効成分は、ボツリヌス菌によって産生されるA型ボツリヌス毒素であり、使用上の注意において、「用法及び用量を厳守し、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣及び痙性斜頸以外には安全性が確立していないので絶対に使用しないこと」とされているので、眼瞼痙攣、片側顔面痙攣及び痙性斜頸に使用した場合に限り算定するものであること。

② 使用上の注意において、「本剤の安全性及び有効性を十分理解し、本剤の施注手技に関する十分な知識・経験のある医師が投与を行うこと」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

③ 既記載のボトックス注100についても①及び②と同様の取扱いであること。

(参 考)

薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬価 (円)
1	内用薬 ユリーフ錠 2 mg	シロドシン	2 mg 1 錠	49.50
2	内用薬 ユリーフ錠 4 mg	シロドシン	4 mg 1 錠	98.10
3	注射薬 エルプラット注射用50mg	オキサリプラチン	50mg 1 瓶	38,200
4	注射薬 ボトックス注50	A型ボツリヌス毒素	50単位 1 瓶	51,062